

推薦書類一式作成上の具体的留意点

【調書】

作成した文書が以下の事項に該当する場合は、それぞれの留意点を踏まえ修正すること。

1 表現が客観性に欠ける（可能な限り具体的な数値を用いて記載）

（例）「非常に優れている」

どの点がどのように優れているのか、エビデンス（数値等）、技術の緻密さ・工夫箇所等分かりやすく記載する。

（例）「短時間で加工できる」

「通常3時間かかる加工を1時間でできる」等の表現とする。

（例）「精度が向上した」

「標準公差 $\pm 0\mu\text{m}$ が $\pm\Delta\mu\text{m}$ に向上した」等の表現とする。

2 作業現場、共同作業による場合、その実績における本人の関わりが不明確

製造過程の担当部門、グループ作業、大型製品等の場合、本人が携わっている部分について、個人の技能に特化しつつ、どのように関わっているのか具体的に記載する。

3 技能・功績の実績内容が、技術的要素のみ

卓越した技能を有する者であることが判断できるよう、特に技能の質的な面を中心にわかりやすく記載する。

4 製品やサービスの紹介のみで、技能の関与が不明確

その製品の製作過程又はサービスの提供過程のどの部分で、本人の技能が活かされたかを明確にする。

5 地場産業における活躍に限定され、技能の相対的レベルが掴みにくい

全国の候補者の中から選定することから、全国レベルで見た場合、他の技能者と比較してどの程度優れているのか記載する。

地域に限定されるような性質の技能で、全国レベルの評価が難しい場合には、その地域における地場産業及び地域活動における貢献内容について記載する。

【専門用語集】

専門的・技術的分野に関する用語名、ふりがな及び解説を付したものとし、解説が必要な用語が全提出書類中に1つも無い場合は「無し」と記入し提出する。

ただし、その場合は本当に解説が必要な用語が1つも無いかよく確認する。

【写真】

1 添付されている写真が少ない又は不鮮明

写真は、被推薦者の製作した製品や作業風景を視覚的に確認し、調書を補完し、審査の一助として被推薦者の能力や技術を明確に審査員が判断できるよう添付するものである。このため、被推薦者の技能レベルや実際の作業風景・作品等が分かる大きくて鮮明なものを可能な限り複数枚添付する。

2 写真に対する解説文章の記載

作業風景や作品の写真において、どのように被推薦者の卓越した技能が発揮されているか簡潔明瞭に可能な限り記載する。

3 本人と分かる直近1年以内の作業風景の写真を1枚以上添付

現役性の有無を確認するため、客観的に本人と分かる者が作業している直近1年以内（令和5年4月1日から令和6年3月29日まで）に撮影された写真を1枚以上添付する。

また、同期間における作品・製品等の写真を1枚以上添付する。製作期間が長く、同期間における作品・製品等が無い場合は最新のもので可とする。特に、商品として販売している場合は、現在も継続して販売しているものとする。

全ての写真が「作業の状況が手元のみ写真」、「複数人の写真」、「後ろ姿の写真」など本人と確認しづらい写真とならないように留意し、複数人が写っている場合は、どれが本人か分かるようにする。

4 技能や功績が確認できない写真が添付されている

単なる集合写真等、被推薦者の持つ技能や功績が確認できない写真は添付しない。

【その他資料】

被推薦者に係る技能の程度及び功績を確認することのできる資料等については、以下のような書類を追加添付することができる。必要最小限の分量を登録するとともに、本人の作品や製品及び製作に使用した素材などは送付しない。

1 新聞記事等

本人の実績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等、該当部分を抜粋し添付する。

2 説明書、図面等

本人の製作物、発明、考案又は改善等に関する説明書、図面等。
改良前後の比較をなるべく数量的に表現し、分かりやすくする。

3 特許、実用新案等の資料

特許、実用新案等については、発明者名、所有者名、内容、取得年月日を明らかにする資料（例：公開特許公報など）の写しを添付する。共同の場合は、本人の担当分野を明らかにする。

4 表彰、職業能力検定等に係る資料

表彰歴、免許・資格等の取得歴（訓練指導員免許の取得、技能検定委員の委嘱等を含む。）、技能検定、高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスター、技能グランプリ等各種競技大会の入賞歴等を記入した場合には、当該事績を明らかにする書類の写しを漏れなく全て添付する。